

手話推進計画における 県の取り組みについて

平成29年4月23日
神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

神奈川県手話言語条例制定の背景

- 手話は、耳の聞こえない方が意思を伝えるための大切な言葉
- しかし、日常的に手話が使用される環境にはない。

こうしたことを背景に、県は、
県民みんながお互いを大切にし、支え合う社会を目指し、
平成27年4月に「神奈川県手話言語条例」を施行

神奈川県手話言語条例

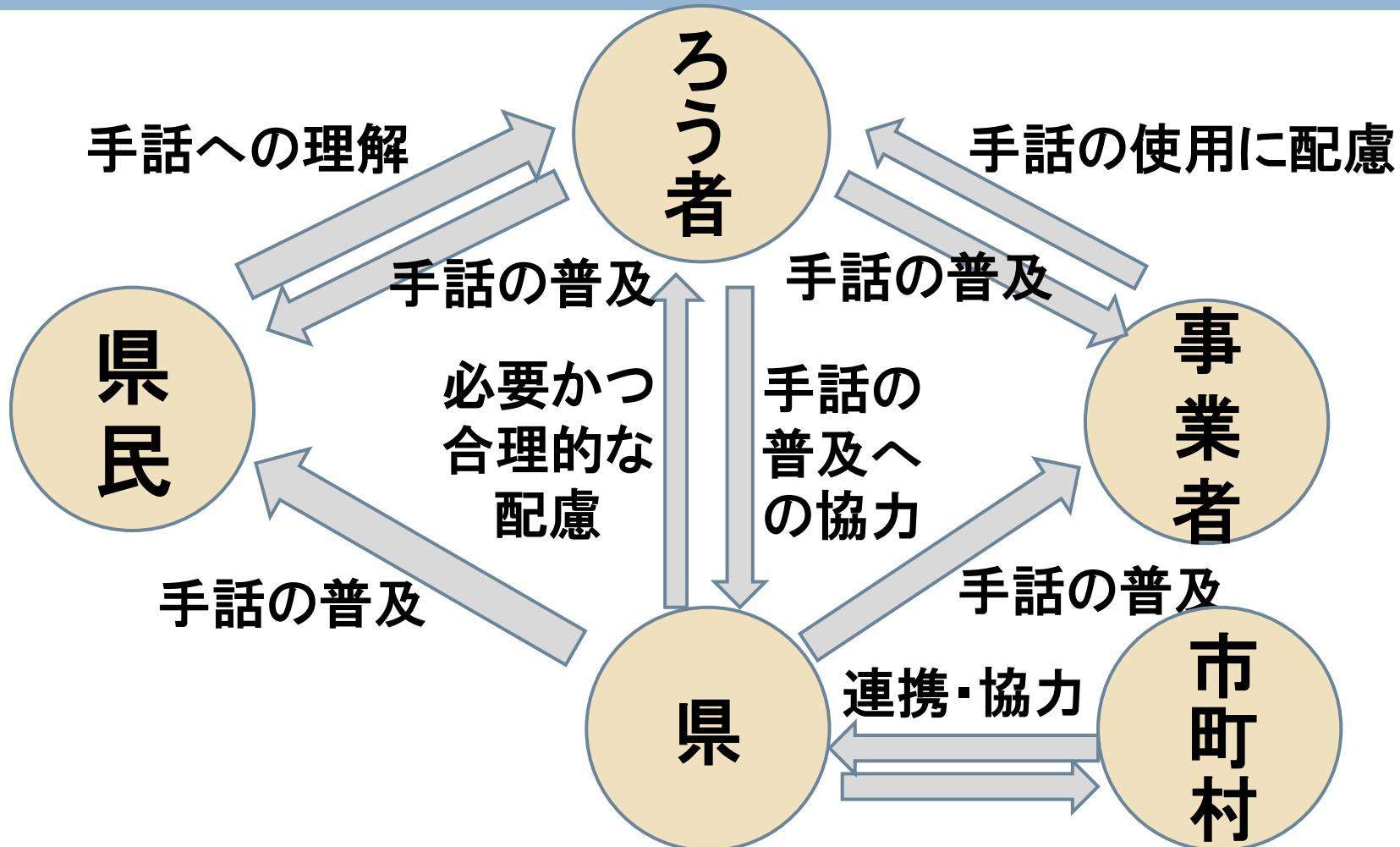
基本理念(条例第3条)

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格を個性を尊重し合いながら共生できる地域社会の実現のため、手話の普及等を推進します。



県、市町村、県民、事業者の役割

(条例第4条、第5条、第6条、第7条)



手話推進計画の趣旨、期間

1 趣旨

手話を多くの方に知ってもらうために、「**神奈川県手話推進計画**」を、平成28年3月に策定

2 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの**5年間**

手話推進計画の方向性

1

手話の理解
を広げます。

2

手話を学ぶし
くみを充実し
ます。

3

手話を使いや
すい環境をつ
くります。

1 手話の理解

施策(1)

県民向けの手話講習会の開催

施策(2)

リーフレットや動画の作成

施策(3)

手話への関心を高めるイベントの開催



2 手話の学び

施策(4)

児童・生徒の学びの充実

施策(5)

教員向けの研修の充実

施策(6)

手話の学習冊子や動画の作成



3 手話を使う環境づくり

施策(7)

手話講習会の開催の働きかけ

施策(8)

非常時に手話が使える環境づくりの促進

施策(9)

手話通訳者の計画的な養成

施策(10)

手話通訳者が派遣される機会の拡充



28年度の取組 [1 手話の理解]

(1)市町村と連携した県民向け

手話講習会の開催

(2)手話推進計画リーフレット

の作成、配布等

28年度の取組 [1 手話の理解]

(3)手話普及推進イベントの開催(9月10日)

「聲の形」の先行上映会とともに、手話講習会等を実施。



28年度の取組 [2 手話の学び]

(4)学習教材「手話を楽しく学ぼう！」を、小・中・高校に配付

(5)教員向けの手話研修を実施

(6)◆手話学習用冊子の作成、配布

◆手話学習用冊子と連動した
手話学習用動画の配信



28年度の取組〔3 手話を使う環境づくり〕

(7)事業者による手話講習会の開催

- ・約100社に働きかけ実施、21社41回開催。
- ・業態別(銀行、物販、飲食)のテキスト作成。



神奈川県手話テキスト
企業編



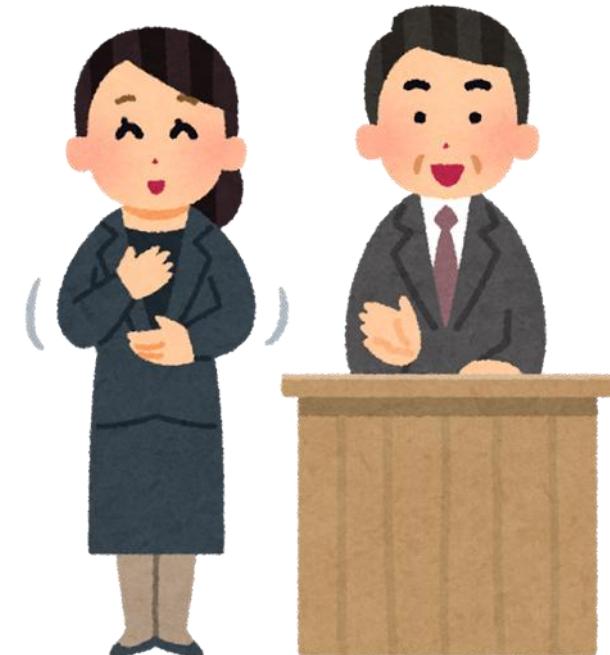
神奈川県

28年度の取組〔3 手話を使う環境づくり〕

(8)非常時用コミュニケーションボードの作成検討

(9)手話通訳者の計画的な養成

(10)県主催イベント等に手話通訳
者を配置

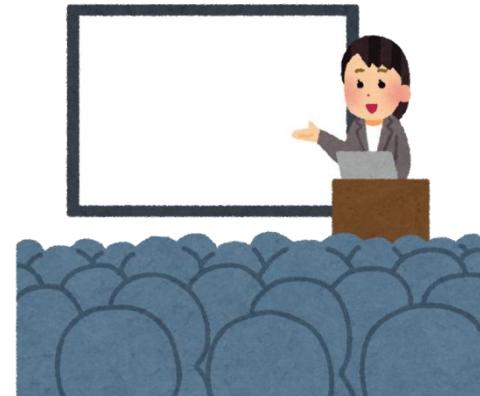


29年度の取組み[1 手話の理解]

(1)市町村と連携した県民向け手話講習会の開催

(2)手話推進計画リーフレットの作成、配布

(3)手話普及推進イベントの開催



29年度の取組み[2 手話の学び]

(4)学習教材「手話を楽しく学ぼう！」を各学校に配布

(5)教員向けに手話研修を実施

(6)手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷



神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

29年度の取組み[3手話を使う環境づくり]

(7)県機関におけるタブレット型端末を活用した手話通訳

タブレット型端末によるテレビ電話機能を活用し、県の合同庁舎等に来庁された聴覚障がい者と窓口の職員とのコミュニケーション支援を行う。



[県出先機関窓口]



(音声・画像)



手話通訳士

[手話通訳者(社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会の手話通訳者)]

29年度の取組み[3手話を使う環境づくり]

(8)非常時コミュニケーションボード 作成、配付

(9)手話通訳者の計画的な養成

(10)県主催イベント等に手話 通訳者を配置



(参考)セイフティーネットプロジェクト横浜 作成
コミュニケーションボード

取組みの方向性〔1 手話の理解〕

- (1) 県民向け手話講習会を市町村単独の継続的な取組として移行
- (2) 県民だれもが手話に興味・関心を持つような効果的な広報を実施
- (3) 県民が実際に手話と出会う機会となるような効果的なイベントを実施

取組みの方向性〔2 手話の学び〕

- (4)ホームページで配信中の動画「手話を楽しく学ぼう！」の更新など学習教材の活用を促進
- (5)教員向け研修会の実施及び講師派遣等の支援
- (6)冊子、動画などのツールを充実

取組みの方向性〔3手話を使う環境づくり〕

- (7)手話講習会を事業者単独の継続的な取組に移行
- (8)事故・急病などの緊急時の対応や、大規模災害時などに、意思疎通できる方策を関係機関と連携し、検討、実現
- (9)手話講習会の講師を担うことができる人材を育成
- (10)市町村や民間のイベントなどに手話通訳者の派遣を促進

「ともに生きる社会かながわ憲章」



「ともに生きる社会かながわ憲章」

＜策定の経緯＞

- 平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生
- 平成28年10月14日、このような事件が二度と繰り返されないよう、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定

「ともに生きる社会かながわ憲章」

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



さいごに

“みんながお互いを
大切にする社会へ”

神奈川県は手話の普及に取り組みます！





ご清聴ありがとうございました